

大分大学 I R センター運営委員会細則

令和元年12月23日制定
令和元年細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学 I R センター規程（令和元年規程第29号）第7条第2項の規定により、大分大学 I R センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学 I R センター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの担当教員の編成に関すること。
- (4) センターの予算に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 主担当の教員
- (4) その他学長が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめセンター長の指名するセンター次長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の運営委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴く

ことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年1月1日から施行する。